

きれいなまち 安心できるまちに



受動喫煙を防止するため、7月から喫煙場所の規制が始まります。この機会に、タバコを吸う人も吸わない人も、喫煙について考え、みんなが過ごしやすいまちにしていきましょう。

喫煙についてみんなで考えてみませんか

歩きタバコ・ポイ捨ては 条例で禁止されています

○歩きタバコは大変危険です

歩行者に火傷を負わせたり、衣服などへ焼け焦げをつけたりするおそれがあります。特に小さな子どもや車いすの方には、タバコの火が顔の高さにあり、大変危険です。



○ポイ捨ては火災の原因にもつながります

まちの環境美化が損なわれるだけでなく、火災の原因にもなります。多くの方にマナーを守っていただいている一方で、このような危険な行為もいまだに見受けられます。



○禁煙重点地区は指定時間内の路上喫煙も禁止です

乗降客数の多い、区内10駅および地元からの要望が強かった区立公園2か所を「禁煙重点地区」に指定しています。指定時間内は立ち止まっての喫煙も禁止です。詳細な地図は区ホームページをご覧ください。



▲ホームページ
 二次元コード

問 環境保全課環境美化係 ☎3647-9373、FAX5617-5737

受動喫煙を防止しましょう

●受動喫煙はさまざまな病気の原因になります

日本での受動喫煙による年間死亡者数は推定約15,000人とされ、肺がんや虚血性心疾患等、さまざまな病気と関連することが明らかになっています。



●改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例が段階的に施行されます

受動喫煙による健康への悪影響を防止するため、法律と条例が段階的に施行されます。制度の詳細や不明点については、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。東京都受動喫煙防止相談窓口までお問い合わせください。

施行スケジュール

7月 (法律一部施行)	・学校、病院、児童福祉施設、行政機関などが、原則敷地内禁煙になります。
9月 (条例一部施行)	・保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校などは、屋外喫煙場所を設置できなくなります。 ・飲食店は、喫煙場所の有無の店頭表示が義務化されます。
令和2年4月 (法律・条例全面施行)	・事務所や飲食店などが、原則屋内禁煙になります。



▲ホームページ
 二次元コード

東京都受動喫煙防止相談窓口 ☎0570-069690

※月曜～金曜(祝日・年末年始除く)9:00～17:45

東京都福祉保健局ホームページ [HP](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html) http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

問 保健所健康推進課がん対策・地域医療連携係 ☎3647-5889、FAX3615-7171

禁煙を考えている方へ

区ホームページでは禁煙治療に保険が適用される医療機関など、禁煙に役立つ情報を紹介しています。問 保健所健康推進課がん対策・地域医療連携係 ☎(3647)5889、FAX(3615)7171